

**公立陶生病院
地球温暖化対策実行計画**

(事務事業編)

令和8年度～令和12年度

令和8年4月
公立陶生病院組合

目 次

第1章 計画策定の背景	
1 世界の動き	2
2 国内の動き	2
第2章 基本的事項	
1 計画の目的	3
2 対象の範囲	3
3 対象とする温室効果ガス	3
4 計画期間	4
5 愛知県における実施計画	4
第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1 排出量	5
2 排出量に係る削減目標	9
第4章 目標達成に向けた取組み	
1 省エネルギー、省資源の推進	11
2 再生可能エネルギーの導入検討	11
3 循環型社会形成の推進	11
4 職員への啓発	11
第5章 管理体制と進捗状況の公表	
1 管理体制	13
2 進捗状況の公表	14

はじめに

地球温暖化の問題は、1985年にオーストリアで開催されたフィラハ会議をきっかけに危機感が高まったとされています。

その後、1988年に世界気象機関（WMO）及び国際連合環境計画（UNEP）により気象変動に関する政府間パネル（IPCC）が設立され、2023年3月に気候変動に関する最新の科学的知見を取りまとめた第6次評価報告書（AR6）において、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において広い範囲で急速な変化が現れており、人間の影響による温暖化は疑う余地がないことが公表されています。

我が国における地球温暖化対策は、2016年5月に地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画として「地球温暖化対策計画」にまとめられ、2021年10月に温室効果ガス排出量（以下「排出量」という。）の削減目標の設定などに関する改定が行われ、5年後の2025年2月に2050年ネット・ゼロの実現に向け計画の再改定がされています。

これまで公立陶生病院組合（以下「組合」という。）の地球温暖化対策は、2001年3月に「陶生エコプラン2004—地球温暖化対策推進実行計画書」を作成し、エネルギー使用量の削減、排出するゴミの減量や省エネルギー活動などに取り組んできました。

しかし、2025年に再改定された地球温暖化対策計画（以下「改定対策計画」という。）に設定された排出量の削減目標を達成するためには、「陶生エコプラン2004—地球温暖化対策推進実行計画書」を全面的に見直す必要が出てきましたので、新たに「公立陶生病院地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下「本計画」という。）を作成することとしました。

本計画には、2030年度に係る排出量の削減目標や目標達成に向けた今後5か年の削減策などを具体的に織り込んでおり、逐次削減目標の達成状況等を把握のうえ、着実に取組みを推進することとします。

第1章 計画策定の背景

1 世界の動き

地球温暖化対策の世界の動きは、1997年に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）において、「京都議定書」が採択され、先進国に排出量の数値目標を初めて国際的に設定し、排出量削減が法的に義務づけられました。

その後、2015年12月にパリで行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で、先進国だけでなく途上国も含めたすべての国が排出量に関する削減目標を設定することや目標達成のために対策を講じることに約200か国が合意し、「パリ協定」が成立しました。

また、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が2018年に取りまとめた「1.5℃特別報告書」では、産業革命以前からの気温上昇を1.5℃に抑えるためには、二酸化炭素排出量を2050年頃までに正味ゼロとすることが必要であると示されました。

こうした動きが背景となって世界各国で地球温暖化対策の動きに繋がっています。

2 国内の動き

我が国の動きは、「京都議定書」で合意された排出量に関する削減目標の達成を経て、「パリ協定」で世界共通の目標として「世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保ち、1.5℃に抑える努力をするとともに、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガス排出量と（森林などによる）吸収量のバランスをとる」ことを達成するため、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す。」ことを宣言しています。

また、改定対策計画では、排出量の削減目標を2030年度に基準年度（2013年度）比46%削減、2035年度に60%、2040年度には73%削減する目標を掲げています。

我が国がカーボンニュートラルを推進する背景には、猛暑や豪雨など異常気象が頻発している現状に対応するために不可欠な取組みであること、また、こうした取組みが新たな成長の原動力となり、組織イメージの向上やコスト削減にも繋げる可能性を秘めていることがあります。

第2章 基本的事項

1 計画の目的

組合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づいて設置された特別地方公共団体に該当し、改定対策計画に記載された地方公共団体に係る基本的な役割を担うこととなります。

本計画を作成した主たる目的は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき組合が共同処理する公立陶生病院（以下「当院」という。）の事務及び事業に関して、省エネルギー、省資源、廃棄物の減量化などを推進し、排出量の削減に繋げることにあります。

2 対象の範囲

本計画の対象範囲は、組合が処理する当院すべての事務及び事業とします。

3 対象とする温室効果ガス

本計画で削減対象とする温室効果ガスは、法第2条第3項に規定された7種類の物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素）のうち、愛知県内で排出される温室効果ガスの94.1%（2022年度（令和4年度））が二酸化炭素であること、また、当院の事務及び事業から排出される温室効果ガス（当院では笑気ガスによる一酸化二窒素は排出していません。）の要因などを考慮し、二酸化炭素のみを対象とします。

※ 当院から排出する温室効果ガスは次の項目の使用量を基に算出します。

- (1) 電気
- (2) 都市ガス
- (3) ガソリン
- (4) 重油

4 計画期間

本計画の計画期間は、2026年度（令和8年度）を計画始期とし、2030年度（令和12年度）までの5か年を計画期間とします。

なお、計画期間満了後は、2030年度（令和12年度）までの削減実績を踏まえ、5年ごとに本計画を見直すこととします。

5 愛知県における実施計画

愛知県における地球温暖化対策は、我が国の排出量の削減目標と整合する形で2018年（平成30年）2月に「あいち地球温暖化防止戦略2030」を策定し、「2030年度における県内の温室効果ガス排出量の削減目標を、2013年度比で26%削減する。」を目標に掲げ、「徹底した省エネルギーと創エネルギー導入拡大の推進」により関係する施策を実施してきました。

しかし、国のカーボンニュートラル宣言や2030年度（令和12年度）の削減目標の引き上げ、法改正、産業・経済界の動向など、前提とする状況が大きく変わったことから「あいち地球温暖化防止戦略2030（改訂版）～カーボンニュートラルあいちの実現に向けて～」に改定しています。

第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1 排出量

(1) 基準年度

本計画における排出量の削減目標などを設定するための基準年度は2020年度（令和2年度）とします。

(2) 2020年度（令和2年度）とする理由

当院では医療の質、患者サービスの向上を図るため、2015年（平成27年）3月から建物の増改築整備事業に着手し、2017年（平成29年）11月に当該事業の一部が完了、2020年（令和2年）1月に敷地内薬局及び平面駐車場の整備により当該事業がすべて完了し、診察室の増設やスタッフエリアの新設、電気設備や医療機器の更新などが行われました。

増改築整備事業の完了により温室効果ガスを排出する要因が大幅に変更となり、2013年度（平成25年度）を基準年度として排出量の削減目標を設定することは不適合であると判断したため、本計画における基準年度は増改築整備事業が完了した2020年度（令和2年度）としています。

(3) 排出量の推移

当院の2020年度（令和2年度）以降5か年の排出量の推移は表1、我が国の2020年度（令和2年度）以降4か年の排出量の推移は表2のとおりとなります。

なお、表1排出量の推移（当院）は、7ページの表3電気、都市ガス、ガソリン及び重油使用量の推移（当院）に基づいて算出しています。

表1 排出量の推移（当院）

単位：トン-二酸化炭素（CO₂）換算

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
排出量	8,252.62	7,385.63	7,227.67	8,056.03	7,595.67
令和2年度比		-10.5%	-12.4%	-2.4%	-8.0%
（前年度比）		(-10.5%)	(-2.1%)	(11.5%)	(-5.7%)

<基準年度>

表 2 排出量の推移（日本）

単位：百万トン-二酸化炭素（CO₂）換算

区 分	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
排出量	1, 1 2 5	1, 1 4 7	1, 1 1 6	1, 0 7 1
令和 2 年度比		2.0%	-0.8%	-4.8%
(前年度比)		(2.0%)	(-2.7%)	(-4.0%)

出典 「日本の1990-2023年度の温室効果ガス排出量データ」

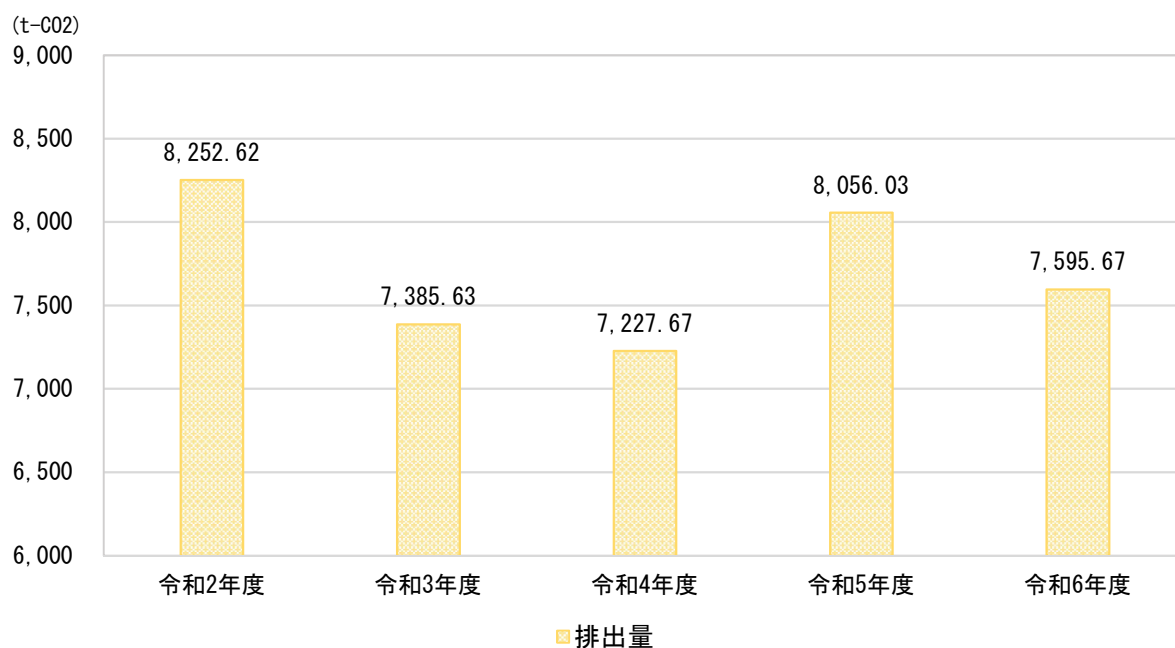


図 1 排出量の推移（当院）

(4) 電気、都市ガス、ガソリン及び重油の使用量推移など

当院が使用した電気、都市ガス、ガソリン及び重油に係る2020年度（令和2年度）以降5か年の使用量は、表3のとおりとなります。

2021年度（令和3年度）以降、電気使用量が増大した要因は、全国的に夜間帯を含めて夏季に高温が続いたため、空調設備の稼働時間の延長など設定変更したこと、新型コロナウイルス感染症対策として、病棟内において24時間換気装置を稼働したこと及び感染症防護服の着用による適正な体温調節を行うため空調を強化したことがあげられます。

また、コージェネレーションシステムを効率よく稼働させるため、電気及び都市ガスの価格、電力使用のピーク時間、排熱利用状況などから運用時間を見直したことが影響しています。

表3 電気、都市ガス、ガソリン及び重油使用量の推移（当院）

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
電気(千 kWh)	11,442	11,935	11,848	11,850	11,837
令和2年度比	—	4.3%	3.5%	3.6%	3.5%
都市ガス(千 m ³)	1,473	1,248	1,147	1,141	1,139
令和2年度比	—	-15.3%	-22.1%	-22.5%	-22.7%
ガソリン(L)	4,619.1	4,326.8	4,636.4	4,404.2	4,674.2
令和2年度比	—	-6.3%	0.4%	-4.7%	1.2%
重油(L)	2,000	4,000	4,000	6,000	6,000
令和2年度比	—	100%	100%	200%	200%

<基準年度>

※「電気」のみ院内保育所での使用量を含む。

(参考)

電気、都市ガス、ガソリン及び重油に係る使用用途

1 電気

照明設備、空調設備、電子計算機、医療設備、エレベータ他

2 都市ガス

空調設備、コージェネレーションシステム、厨房設備他

3 ガソリン

公用車

4 重油

非常用発電機

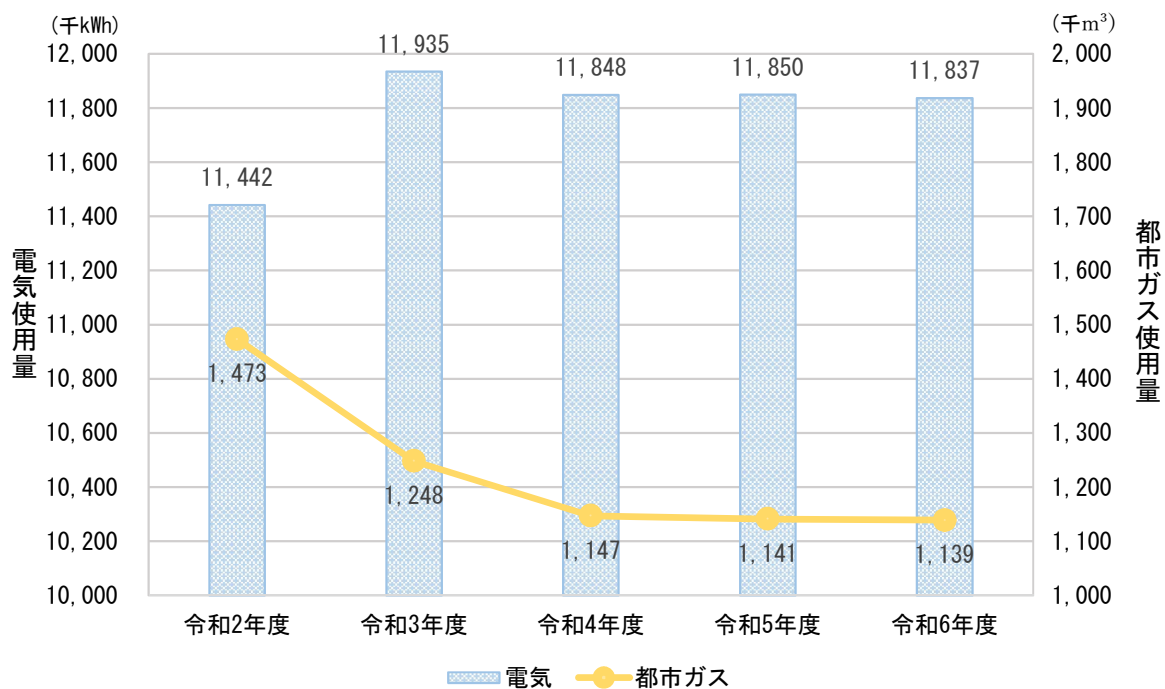


図2 電気及び都市ガスの使用量推移（当院）

(5) ゴミ排出量の推移

当院で使用したマスク、ガウン、手袋、医療材料、点滴バッグ、注射針などのゴミ排出量に係る2020年度（令和2年度）以降5か年の推移は表4のとおりとなります。

なお、当院から排出するゴミは、委託先処分場にて焼却などの処分がされるため、当院から排出する排出量には含まれません。

表4 ゴミ排出量の推移（当院）

単位：トン

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
感染性廃棄物	790.5	979.5	1,090.4	967.4	900.8
プラスチック廃棄物	12.7	15.6	14.9	13.8	11.6
一般廃棄物	282.0	281.6	303.3	313.8	316.8
合計	1,085.2	1,276.7	1,408.6	1,295.0	1,229.2
令和2年度比	—	17.6%	29.8%	19.3%	13.3%

<基準年度>

2 排出量に係る削減目標

本計画における2030年度（令和12年度）の排出量は、基準年度の排出量と比較して33.3%削減することを目標とします。

削減目標に関しては、カーボンニュートラルの実現に向けて、改定対策計画の削減目標と同程度となるよう設定しています。

具体的には、改定対策計画における基準年度（平成25年度）から2030年度（令和12年度）までの削減目標（46%）の年度平均値に、改定対策計画に係る基準年度（平成25年度）から2050年度（令和32年度）までの削減期間（37年）と本計画に係る基準年度（令和2年度）から2050年度（令和32年度）までの削減期間（30年）の長さの割合（1.23）を乗じた数値に本計画の基準年度（令和2年度）から2030年度（令和12年度）までの削減期間（10年）を乗じて算出しています。

具体的な2030年度（令和12年度）までの削減目標については、表5のとおりとなります。

なお、当院の排出量の実績値（2024年度（令和6年度）以前）及び目標値の推移（2025年度（令和7年度）以降）については、図3のとおりとなります。

表5 削減目標（当院）

単位：トン-二酸化炭素（CO₂）換算

区 分	令和2年度	令和7年度	令和12年度
排出量（排出見込量）	8,252.62	6,878.57	5,504.52
削減率（令和2年度比）	—	16.65%	33.3%

<基準年度>

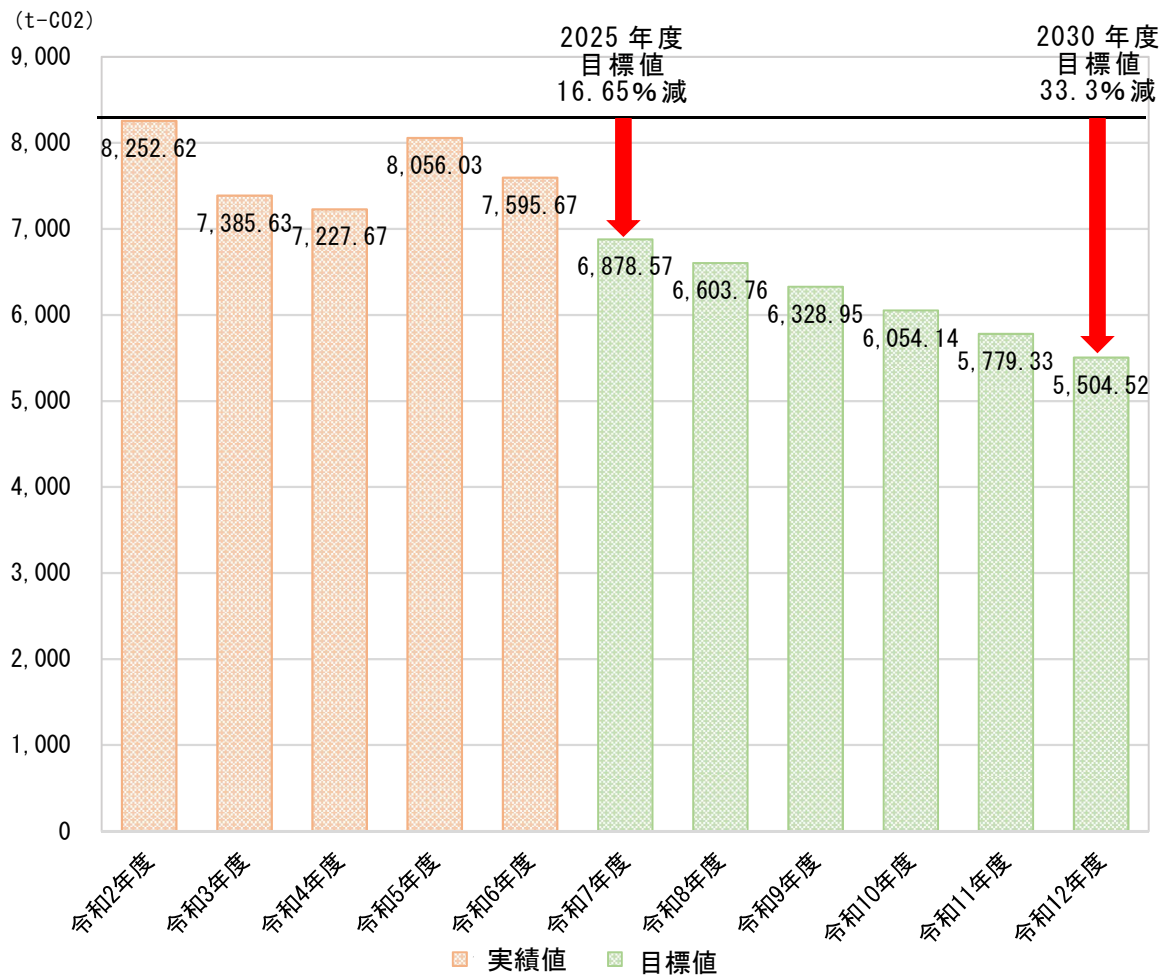


図3 排出量の実績値及び目標値の推移(当院)

第4章 目標達成に向けた取組み

当院では2030年度（令和12年度）の排出量に係る削減目標を達成するため、次に掲げる削減策に取り組むこととします。

1 省エネルギー、省資源の推進

電気及び都市ガスに係る使用量の削減を図るため、空調設備などの稼働時間や設定温度の見直し（エレベータの休日・夜間稼働停止、トイレの便座及びシャワーの温度調節、エリア別点灯時間の短縮など）、熱エネルギー損失の防止（蒸気配管に保温ジャケット装着など）、省エネルギーモードの活用（コピー機の節電モードなど）、省エネルギー効果の高い機器の導入（照明機器のLED化）を推進します。

2 再生可能エネルギーの導入検討

2030年度（令和12年度）の排出量に係る削減目標の達成に向け、電気及び都市ガスの使用量削減を推進するものの、本計画の目標達成が困難と判断せざるを得ない場合、財政状況を見極めながら、財政に及ぼす影響を最小限度に止める範囲内で再生可能エネルギーの導入を検討します。

3 循環型社会形成の推進

(1) グリーン購入法適用品の購入推進

納入品やサービスの調達にあたっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組みを推進し、経済性に留意しつつ環境効率性の向上に努めます。

(2) ゴミの減量及び公用車の利用方法

持続可能な循環社会の形成に向け、次の事項を推進します。

ア リサイクル可能な資源に係る分別

イ 物品の再利用、修理による長期使用に努め、ゴミの減量化

ウ 急発進、急ブレーキ、アイドリング停止などガソリン使用量の削減

4 職員への啓発

全職員を対象に院内情報WEBを活用し、毎月の電気及び都市ガスの使用量・削減状況を確認できる環境を整え、幹部職員には関係会議で排出量の推移・削減目標の達成状況などの情報を共有します。

また、「身近な地球温暖化対策の取り組み」、「カーボンニュートラルに関する基礎知識」などをテーマにした動画視聴を通して、地球温暖化対策の

必要性や職員一人一人が省エネルギーの意識を高め、対策の着手に目を向け、行動に移すことができるよう意識啓発に努めます。

第5章 管理体制と進捗状況の公表

1 管理体制

(1) 組織

本計画の管理は事務局管理部総務課施設係が担い、関連する委員会及び会議と相互連携を図ります。

ア 地球温暖化対策委員会

(7) 電気、都市ガス、ガソリン及び重油の使用量に係る削減案について
検討・提案

(4) 排出量に係る削減目標の検討

【構成員】 医師、看護師、技師、事務

イ 担当係（事務局管理部総務課施設係）

(7) 地球温暖化対策委員会、エネルギー使用状況報告会議などから提案があった電気、都市ガス、ガソリン又は重油の使用量に関する削減方法の検討及び運用方法の見直し

(4) 電気、都市ガス、ガソリン及び重油の使用量に関する定期的な把握、削減目標などの達成状況の把握

(5) 排出量に係る削減目標の達成状況の把握

(エ) ゴミ減量に向け、分別の徹底、リサイクル及び再利用の推進

(オ) 全職員を対象とした地球温暖化防止対策に係る意識啓発

ウ エネルギー使用状況報告会議

(7) 電気使用量削減案の検討及び電気使用量増減に係る要因分析

(4) 系統別電気使用状況の月次報告

【構成員】 委託業者、施設係職員

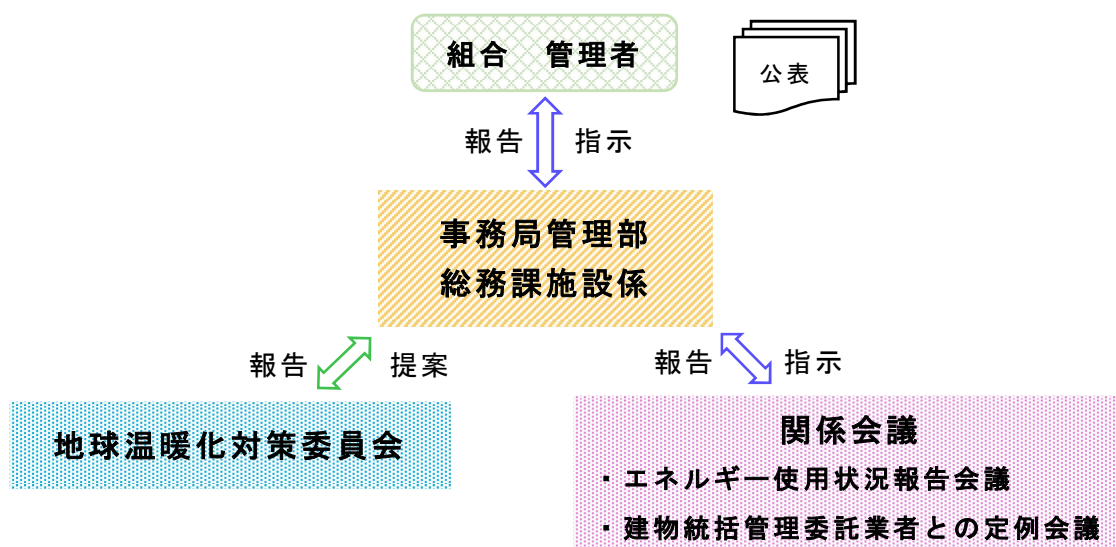
エ 建物統括管理委託業者との定例会議

(7) 電気及び都市ガスの使用量削減策に係る実施時期又は実施方法の検討

(4) 室内、廊下などの空調設備に関する適正な設定温度、運用方法の見直し

【構成員】 委託業者、施設係職員

(2) 組織図



(3) 担当

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（以下「省エネ法」という。）に基づき、次のとおり選任します。

ア エネルギー管理統括者（総務課長）

- (7) 本計画の推進管理、地球温暖化防止対策に係る取組みの見直し
- (4) 当院の財政状況、排出量に係る削減目標の達成状況などを勘案し、再生可能エネルギーの導入検討

イ エネルギー管理企画推進者（施設係長）

- (7) 電気、都市ガス、ガソリン及び重油に係る毎年度の使用量の削減目標の設定及び見直し
- (4) 担当係に削減目標の報告
- (5) 設定した削減目標の達成状況の確認

ウ エネルギー管理員（施設係担当）

- (7) 職員に電気、都市ガス、ガソリン及び重油の月間使用状況を報告及び電気使用削減策の周知
- (4) 電気、都市ガス、ガソリン及び重油の月間使用量の把握、担当係に当該使用量の月次報告

エ エネルギー管理士（資格保有者）

機器の更新時において、電気及び都市ガス使用量の削減に繋がる機器の導入、切替えに関する検討

2 進捗状況の公表

本計画の進捗状況、排出量については、地球温暖化対策委員会に報告のうえ毎年ホームページで公表します。



公立陶生病院

総務課施設係

〒489-8642

愛知県瀬戸市西追分町160番地

TEL 0561-82-5101 (代)

FAX 0561-82-9139